

入院者訪問支援事業について

○ 入院者訪問支援事業の経緯・目的

医療保護入院や措置入院など、本人の同意に基づかない入院により治療を行っている患者については、平成25年精神保健福祉法改正法の附帯決議(平成25年5月30日参議院厚生労働委員会)において、その意思決定及び意思表明について代弁を含む実効性のある支援の在り方について早急に検討を行うこととされており、これまでモデル事業や調査研究等を通じて、支援の在り方やその手法について検討されてきた。

他方で、家族等がない場合の市町村長同意による医療保護入院者については、医療機関外の者との面会がなく、市町村担当者の面会もあまりされていない実態もあり、本人の孤独感や自尊心低下が顕著となり、人権擁護の観点から望ましくない。

精神保健福祉法の改正により、令和6年4月施行となった入院者訪問支援事業は、都道府県等を中心として、市町村長同意による医療保護入院者等を対象に、訪問支援員が、精神科病院を訪問し生活に関する相談等に応じて患者の体験や気持ちを丁寧に聴くとともに必要な情報提供を行う支援体制を構築するもの。

これまで、本県では関係機関から意見を聞きながら、その体制の検討を行ってきた。これまでの議論の中で、以下について課題が挙げられていた。①本県は、県土面積が広く訪問支援員の派遣の在り方をどうするか②派遣調整を行う事務局の設置の在り方（委託か直営か）③県内への事業展開の在り方（モデル的に実施）について、協議を行ってきた。本日は、事業について具体化するために協議をするもの。

説明事項

1. 入院者訪問支援事業(実施要領) 2
2. 事業内容、役割分担(案) 3
3. 今後の進め方、スケジュール、今後の方針 4
4. 参考資料:厚生労働省資料 5 ~11
5. 入院者訪問支援員養成研修 12 ~14

入院者訪問支援事業(実施要領から抜粋)

1. 目的

精神科病院の入院者のうち、特に医療機関外の者との面会交流が途絶えやすくなることが想定される者からの希望に基づき、精神科病院へ訪問し、入院者の体験や気持ちを丁寧に聴くとともに、入院中の生活に関する一般的な相談や必要な情報提供等を行うことで、入院者本人の孤独感や自尊心低下を解消することを目的とする。

2. 実施主体

都道府県、指定都市、特別区、保健所設置市

※財源:国庫『地域生活支援事業費等補助金(補助率1/2)』

事業メニュー:24 入院者訪問支援事業

3. 支援対象者

- (1)市町村長同意による医療保護入院者であって、本事業による支援を希望する者。
- (2)地域の実態等を踏まえ、(1)と同等に支援が必要として実施主体が認め、本事業による支援を希望する者

4. 支援対象者へ訪問する支援者(以下「訪問支援員」という。)

訪問支援員は、実施主体が認めた研修を終了した者のうち、実施主体が選任した者とし、支援対象者からの求めに応じて、入院中の精神科病院を訪問し、支援対象者の話を誠実かつ熱心に聞くほか入院中の生活に関する相談、必要な情報の提供等を行う。

5. 事業内容

- (1)訪問支援員の養成研修、(2)訪問支援員の選任・派遣、(3)事業の周知、
- (4)会議の開催 ①推進会議(事業全体の検討等)の定期的な開催 ②実務者会議(実施状況の共有等)の開催

入院者訪問支援事業

1. 事業内容

①運営会議等（県主催）

- ・推進会議
関係者の合意形成を図るための会議体
- ・実務者会議
実務者が協議するための会議体

②訪問支援員養成研修（県主催）

- ・県で訪問支援専門員の養成研修実施
対象者は、精神保健 福祉関連従事者精神保健に興味のある一般住民及び傾聴ボランティア、精神保健ボランティア等を想定

③支援員派遣（県主催）

- ・相談の受理
- ・支援員の派遣調整 等
※実施機関は、精神保健福祉センターを想定

④その他（立ち上げ、調整等）

- ・府外調整に係る経費
- ・国会議に出席に係る経費 等

2. 役割分担（案）

	県庁障がい保健福祉課	岩手県精神保健福祉センター
①準備	<ul style="list-style-type: none">①府内の調整 (予算確保、関係部局との連携体制の構築)②府外の調整 (国事前協議、国庫交付申請、精神病院協会、受け入れ精神科病院に説明、協力依頼、関係機関（市町村、保健所、基幹相談センター等）への説明会、事業周知③要綱作成	※技術的助言
②運営会議等	<ul style="list-style-type: none">①推進会議（岩手県精神保健福祉審議会）にて評価を行う。②実務者会議 (会議体の設置、構成員の選定、会議の運営、推進会議への報告)	※会議での支援員派遣の状況等を報告
③訪問支援員養成研修	<ul style="list-style-type: none">①受講対象者、研修プログラムの検討②研修講師、ファシリテーター確保③研修会運営補助 ※修了証発行、受講者名簿管理④研修会の運営、実施	<ul style="list-style-type: none">※技術的助言※研修講師、ファシリテーター対応④研修会運営への協力
④支援員派遣	※適宜、事務局機能サポート	<ul style="list-style-type: none">○事務局設置①支援員派遣のスキームの検討、確立②訪問支援員の選任③支援員への事前説明、④支援員の派遣調整、支援員のサポート⑤事業実施記録管理、年度末報告 等

【今後の進め方】

- ① 関係団体と意見交換を進め、事業の具体的なスキームを検討。
- ② 令和7年度は、**岩手県精神保健福祉審議会**で協議し、今後の具体的な体制の検討を進めていく。

【スケジュール(案)】

年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
取組	・国研修派遣 (3名)	・国研修派遣 (1名)	・国会議出席 ・審議会での協議	①説明会の実施 ※ (精神科病院、各保健所)	会議等において報告、評価を行う。	→
		・予算確保作業	・予算確保作業	②訪問支援員養成研修		→
		・スキームの検討	・スキーム検討 ・実態調査 (入院者数等) ・事前協議 (大学教授、日精協、保健所 保健課長等)	③事業実施 (一部または全県)		→

【今後の方針】

※審議会で承認後、説明会を実施予定

- ①試行的に取組を実施(協力を得られそうな病院及び管轄保健所で実施)⇒先行実施
- ②対象者からの相談、支援員派遣の調整事務局について⇒精神保健福祉センター直営を想定
- ③訪問支援員養成について ⇒障がい保健福祉課及び精神保健福祉センターで実施
(対象者、周知方法、講師及びプログラム等の検討が必要。)

※支援対象者は、

(1)市町村長同意による医療保護入院者であって、本事業による支援を希望する者。

(2)地域の実態等を踏まえ、(1)と同等に支援が必要として実施主体が認め、本事業による支援を希望する者

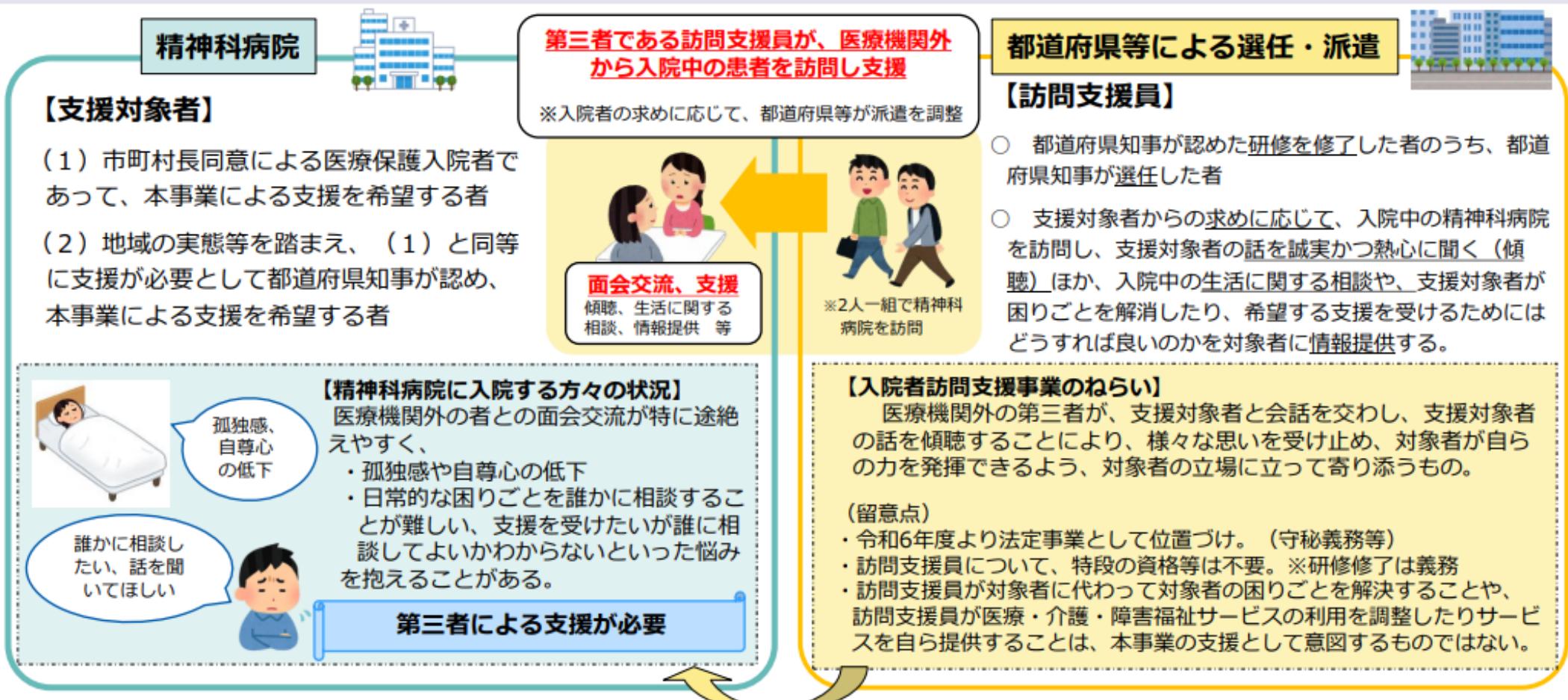
【実態調査の結果】

○県内の精神科病院に令和7年10月1日現在の状況を調査

病院数	病床数	入院患者数	医療保護入院者数	市町村同意入院者数
21	3907	3027(77.5%)	632(20.9%)	38(6.0%)

入院者訪問支援事業（令和6年度以降）

- 精神科病院で入院治療を受けている者については、医療機関外の者との面会交流が特に途絶えやすくなることを踏まえ、入院者のうち、家族等がいない市町村長同意による医療保護入院者等を中心として、面会交流の機会が少ない等の理由により、第三者による支援が必要と考えられる者に対して、希望に応じて、傾聴や生活に関する相談、情報提供等を役割とした訪問支援員を派遣するもの。
- 実施主体は都道府県、政令指定都市（以下、「都道府県等」という。）



都道府県等が担う業務について

準備

- ・府内の調整…①事業主幹部局の決定 ②関係部局との連携体制の構築 ③予算確保 ④事務局（委託可）の設置
- ・府外の調整…①都道府県精神科病院協会に本事業について説明・協力依頼
②受け入れ精神科病院に説明・協力依頼（実際の訪問支援員の派遣方法について調整）
③管内市区町村（保健所設置市及び特別区を含む）と本事業に係る市町村と事業実施の方法について調整
④関係機関（基幹相談センターや障害者相談支援センター等）への周知
- ・要綱作成…国が示す要綱に基づき、自治体の事業要綱作成

研修の実施

- ・支援員養成研修の準備…①受講対象者の検討 ②研修プログラムの検討 ③研修講師、ファシリテーターの確保
- ・支援員養成研修の実施（都道府県等で実施する場合）…①開催準備（会場、講師等）
②研修実施 ③修了証発行 ④受講者名簿管理

支援員の派遣

- ①支援員派遣のスキームの確立（詳細は別スライド） ②訪問支援員の選任 ③支援員の登録、管理（名簿等の作成）
- ④支援員への事前説明 ⑤支援員の派遣調整 ⑥支援員へのサポート体制の構築 ⑦事業実施記録管理 ⑧年度末報告
※特別区、保健所設置市で実施する場合においては、研修の実施及び支援員の選任を都道府県に行っていただく必要があります。

事業の周知

- ①本事業の啓発資材の作成
- ②管内市区町村（保健所設置市や特別区を含む）…市町村長同意による医療保護入院者との面会時に本事業を紹介するよう依頼
- ③精神科病院等…退院後生活環境相談員等から入院者に対して本事業を紹介するよう依頼

会議設置・運営

- 推進会議…①会議体の設置（既存の会議体も可） ②会議の構成員の選定 ③会議の運営 ④議事録のまとめ ⑤事業報告
- 実務者会議（委託可）…①会議体の設置（既存の会議体も可、委託可） ②会議の構成員の選定 ③会議の運営 ④議事録のまとめ
⑤推進会議への報告

評価

- ①支援員や利用者からの意見の収集等を行う ②推進会議、実務者会議等で①で収集した意見等を共有する
- ③会議の構成員からの意見等を取りまとめる ④本事業の会議を活用し、事業の評価方法や評価を実施する

訪問支援員養成研修の概要

- 都道府県は、精神保健福祉法第35条の2に基づき、訪問支援員の業務を適正に行うために必要な知識・技能等を修得するための研修を実施する。
- 都道府県知事が行う研修は、①精神保健、医療及び福祉の現状及び課題、②入院者訪問支援事業の概要、③入院者訪問支援員として必要な技能についての講義及び演習とする。
- 研修を修了した者のうち、都道府県知事が選任した者を入院者訪問支援員と定める。

訪問支援員養成研修



- ・訪問支援員としての活動を希望する者が対象
- ・講義：5時間程度（オンライン受講可）
- ・演習：6時間程度（原則、対面で実施）
- ・実施主体：都道府県等
- ・内容：省令に準拠



【講義】



訪問支援の意義や訪問支援員の役割等を理解した上で、訪問支援員として必要な基本的知識を習得する

【演習】

講義で得られた基本的知識を基礎としつつグループワークやロールプレイ等を通じて訪問支援員として必要とされるより実践的な知識や技能を習得する

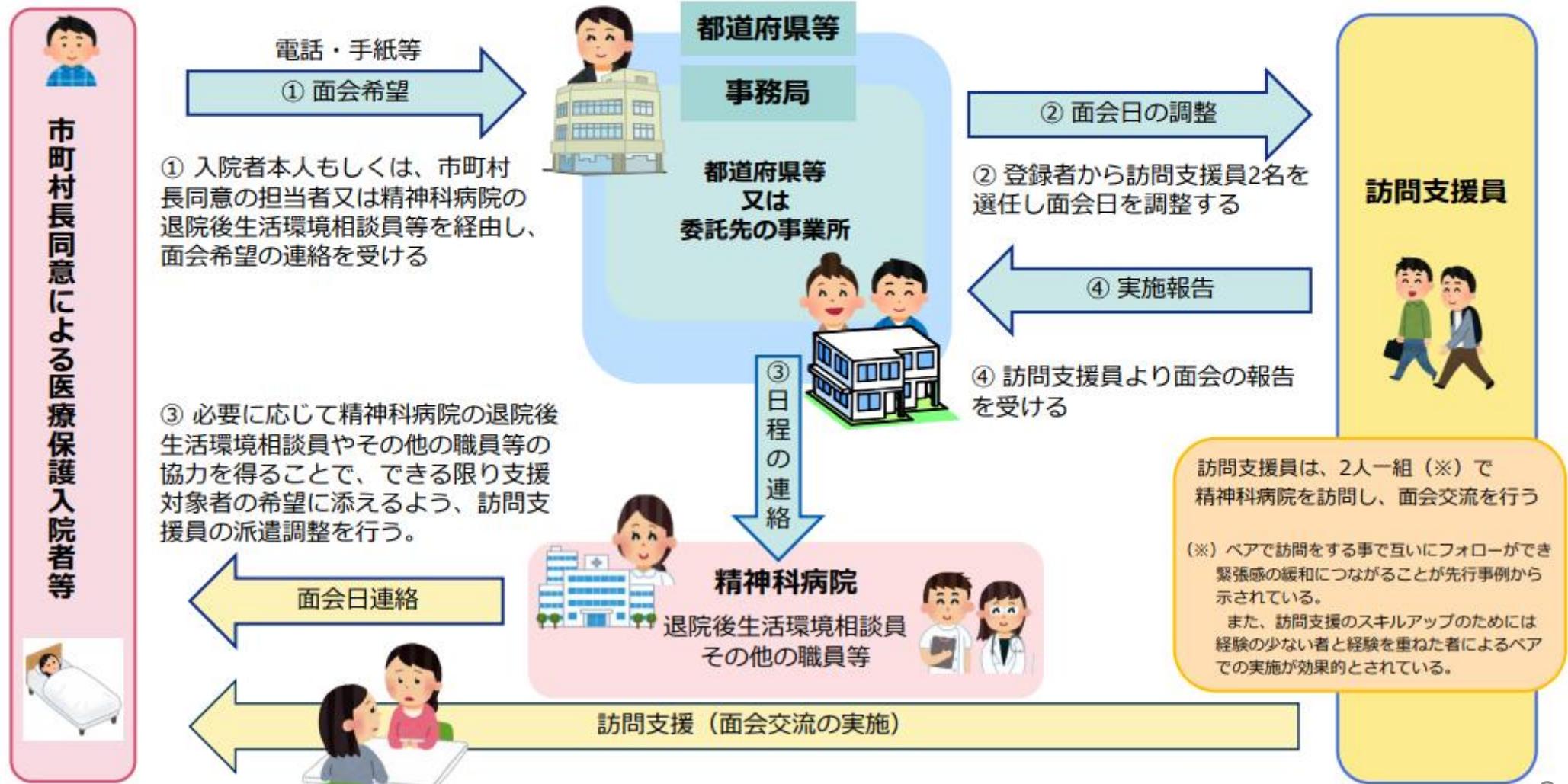


地域生活支援事業（※）を活用し訪問支援員養成研修を実施する場合

- 都道府県等においては、管内の特別区、保健所設置市を含め、養成研修の実施に向けた調整と養成研修の開催
 - 特別区、保健所設置市においては、都道府県等が行う養成研修への受講者の派遣
 - 特別区、保健所設置市において養成研修を実施する場合は都道府県等から委託の上で実施
- ※予算案のため変更の可能性あり

訪問支援員派遣の流れ

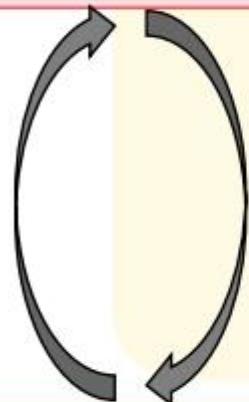
- 入院者から訪問支援員との面会希望があった場合に、派遣調整を行う。
- 本人以外の者からの依頼については、本人の意向であることを確認した上で派遣調整を開始する。
- 事務局は、支援対象者の意向を確認した日付及びその方法等については、個別に記録しておくこと。



本事業に係る会議体

- 都道府県等は、本事業を円滑に進めるため、事業の実施内容の検討や見直し等を行い、関係者の合意形成を図るための会議体及び事業の円滑な推進と更なる充実を図ることを目的として、実務者が協議するための会議体を設置する。

進め方の検討・見直し



推進会議

【目的】

運営を管理する者および訪問支援を受け入れる医療機関と訪問支援を行う者が、実施要領や事業計画の策定、実務者会議から報告される事業の実施状況や課題等をもとに事業の進め方について検討や見直しを図る場とする。

【実施主体】 都道府県等の主管課を中心とする

都道府県等の協議の場（地方精神保健福祉審議会、自立支援協議会、地域移行を推進する部会等）の活用を可能とする。

【参加者】

都道府県等主管課、精神保健福祉センター、保健所、当事者、当事者家族、精神科病院協会等の関係団体、その他有識者等

課題等の洗い出し・検証

実務者会議

【目的】

訪問支援員や訪問支援を受け入れる精神科病院の関係者等が、定期的に事業実施においての具体的な課題や支援のあり方等について協議し、その結果については適宜、推進会議へ報告する等、事業の円滑な推進と、更なる充実を図る場とする。

【実施主体】 都道府県等の主管課を中心とする

（運営事務については委託を可能とするが、都道府県等事業担当者の会議への参加は必須とする）

【参加者】

都道府県等主管課、委託先事業者、訪問支援員、精神科病院等の関係者、市町村実務担当者（市町村同意に係る部署、及び医療保護入院患者の支援に係る部署の担当）、その他の当該事業に係る者等

入院者への事業周知

- 都道府県等は、市町村に対し、市町村長同意による医療保護入院者との面会時に当該事業を入院者に紹介するよう依頼する。
- 都道府県等は、精神科病院に対し、退院後生活環境相談員等から入院者に対して当該事業を紹介することや、啓発資材の掲示等により入院者に常時当該事業の周知を図ることを依頼する。

市町村



- ・市町村長同意後の入院者との面会時にリーフレット等を用いて本事業を紹介する

市町村長同意
入院患者等

精神科病院

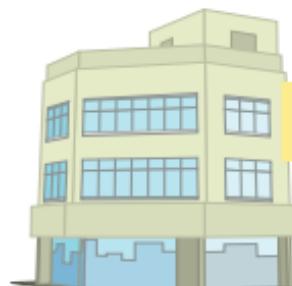


- ・退院後生活環境相談員の選任の挨拶時や日々の支援の中でリーフレット等を用いて本事業を紹介する
- ・本事業の紹介・周知のための院内掲示を行う

厚生労働省

・HP等での広報

協力依頼



都道府県等

- ・市町村に対し、市町村長同意の入院者への面会時に本事業を紹介するよう依頼する
- ・精神科病院に対し、入院者へ退院後生活環境相談員やその他の職員等から本事業を紹介することや、啓発資材の掲示等により当該事業の周知を図るよう依頼する。

協力依頼

訪問支援員養成研修カリキュラム

方法	内容	講義名等
講義	精神保健、医療及び福祉の現状及び課題	精神医療の現状と課題
		※精神科病院管理者が本事業に期待すること
		精神障害者の権利
		※入院者が体験すること
	入院者訪問支援事業の概要	入院者訪問支援事業の概要
		入院者訪問支援の意義と目的
演習	入院者訪問支援員として必要な技能	入院者訪問支援員の役割
		入院者訪問支援の実践
		訪問支援員が知っておくべき資源
		当事者の体験の共有
		ロールプレイ
		グループワーク

令和7年度岩手県入院者訪問支援員養成研修実施要綱(抜粋)

1 目的

令和6年度に改正精神保健福祉法により創設された入院者訪問支援事業を実施するため、訪問支援員の養成を目的に研修会を開催する。

訪問支援員は、精神科病院の入院者のうち、特に医療機関外の者との面会交流が途絶えやすくなっている市町村長同意による医療保護入院患者の希望に基づき、精神科病院へ訪問し、入院者の体験や気持ちを丁寧に聴くなどの支援を行う役割を担う。訪問支援員に必要な知識とスキルを習得することを目的に開催するものである。

2 実施主体

岩手県

3 日 時・場 所

日 時：令和8年2月18日（水）10：00～15：30

場 所：キオクシアアイーナ 501号室（定員45名）

（〒020-0045 岩手県盛岡市盛岡駅西通1丁目7番1号）

4 開催方法

事前動画視聴

集合研修（収集型）

※①と②を受講し、修了とみなします。

【講義視聴の内容】

- ・入院者訪問支援事業について
- ・入院者訪問支援の意義と目的
- ・入院者訪問支援員の役割
- ・入院している人が体験すること
- ・入院者訪問支援の実践
- ・精神医療の現状と課題
- ・知っておくべき資源
- ・精神障害者の人権

5 対象者

岩手県内の精神保健福祉士、相談支援専門員、看護師等の看護職、弁護士、臨床心理士、公認心理師、作業療法士等の有資格者、傾聴ボランティアや精神保健ボランティアの活動経験者保健所、市町村担当職員
その他 一般公募(訪問支援員としての活動に意欲のある方)等

6 受講料

無料

7 留意事項

訪問支援員を希望する場合は県への登録が必要となります。研修終了後に訪問支援員としての登録の意向を確認させていただきます。

岩手県入院者訪問支援員養成研修プログラム

時間配分	内 容
10:00～10:20 (20分)	講義① 行政説明「岩手県の精神保健福祉の現状」 講義担当者：岩手県障がい保健福祉課 担当者
10:20～11:00 (40分)	講義②「事前学習のポイントの整理～精神障害者の権利と訪問支援員の役割～」 講師：岩手県精神保健福祉士協会 会員 等
11:00～11:40 (40分)	講義③「入院者訪問支援事業の実際～受け入れ病院の思い、当事者の思い等」 講師：国立研究開発法人 国立精神・神経医療研究センター 精神保健研究所 地域精神保健・法制度研究部 特任研究員 名雪 和美先生
11:40～12:00	午前中のまとめ・質疑・応答
12:00～13:00	昼食休憩
13:00～13:20 (20分)	グループワーク 【チェックイン】「グループ内で自己紹介・アイスブレイク」 講師・ファシリテーター：岩手県精神保健福祉士協会職員 等
13:20～15:00	【演習①】出会いの場面(ロールプレイと意見交換) 【演習②】実際の相談場面～傾聴と支援員の役割(ロールプレイと意見交換) 講師・ファシリテーター：岩手県精神保健福祉士協会職員 等
15:00～15:20	グループワーク 【チェックアウト】支援員のミッションとわたしの思い 講師・ファシリテーター：岩手県精神保健福祉士協会職員 等
15:20～15:30	まとめ 全体を通しての助言 助言者：岩手医科大学神経精神科学講座 教授 大塚 耕太郎 先生
15:30～	閉会(アンケート記入・支援員登録の意向確認)